

武蔵野市財政援助出資団体に関する基本方針 (令和8年2月改正)

市では、公共サービスの担い手として、福祉・子育て・文化・スポーツなど様々な分野で財政援助出資団体(以下「団体」と言う。)を設立し、団体は民間企業で担うことが困難なサービスや市直営ではできない柔軟で質の高いサービスの提供等により、着実に成果を挙げてきた。

市は、武蔵野市財政援助出資団体指導事務要綱に基づき、団体が設立趣旨に則り、健全な経営のもと事業を遂行するよう、指導監督を行ってきた。一方、変化の激しい現代社会において、公共課題や市民ニーズに鋭敏かつ的確に対応することがこれまで以上に求められる。

市は、専門的な公共サービスを機動的かつ安定的に提供する団体を、設立時の出資・出捐という関係のみならず、公共課題を連携・協働して解決するパートナーとして捉え、団体の自主性を尊重しつつ、引き続き適切に事業が行えるよう、以下の事項に基づき、指導監督等を実施するものである。

第1 財政援助出資団体に対する指導監督の基本的な考え方

1 経営・財務

市は、団体が経営及び財務に関し、以下の事項に留意して運営されるよう、当該団体の指導監督を行うものとする。

(1) 経営責任の明確化・経営健全性の確保

団体の経営にあたっては、独立した団体としての自覚を持ち、自らの責任で事業を遂行していくために、経営者の職務権限や責任を明確にし、健全な経営を行うこと。

(2) 自律的経営の促進

団体の設立の趣旨に沿い、団体自らが経営ビジョンを明確にし、積極的かつ主体的な事業運営を行うこと。団体の法人格、規模等に応じて、積極的な自主財源の確保を図るなど経営基盤の強化に努め、持続可能な経営を目指すこと。

2 事業運営

市は、団体が事業運営に関し、以下の事項に留意して遂行されるよう、当該団体の指導監督を行うものとする。

(1) 市民福祉の向上に資する事業の実施

団体は、多様化する市民ニーズに対応した市民福祉の向上に資する事業を実施すること。実施にあたっては、費用対効果の観点を考慮し

つつ、デジタルの活用等により、効果的かつ効率的に行うこと。

(2) 経営評価と事務事業の見直し

団体は、経営ビジョンに基づく経営目標に対する成果について毎年評価を行うとともに、限られた資源を最適に配分するため事務事業の不断の見直しを行うこと。

(3) 経営の透明性の向上

団体の取組や経営状況等について、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表するなど情報公開を推進するとともに、コンプライアンスを徹底し、団体経営に関し透明性の向上を図ること。

(4) 指定管理者制度への対応

市の施設の指定管理者である団体は、別に定める指定管理者制度に関する基本方針の趣旨をよく理解し、施設の効用の最大化を図るよう、費用対効果を高めつつ、団体の強みを生かした柔軟な管理運営を行うこと。

3 人材育成・組織運営

市は、団体の人材育成・組織に関し、以下の事項を留意して運営されるよう、当該団体の指導監督を行うものとする。

(1) 人材の確保・育成と経営基盤強化

市の財政支援、人的支援に過度に頼ることなく、団体自らが長期的視点から財源確保、人材の確保・育成に努め、経営基盤の一層の強化を図ること。

団体は、将来の団体経営を担う人材について、市・他団体との人事交流や各種研修への積極的な参加等を通して中長期的視点をもって育成するとともに、公共サービスを担う団体職員としての自覚と意欲を高める取組を進めること。

(2) 人事・給与制度の見直し

団体は、都又は東京都社会福祉協議会の給料表の適用を原則としているが、職種、業種に応じた適正な給料水準について検討すること。また、職員個人の能力・実績に応じた成果主義を進展し、職員の意欲向上を図ること。併せて、類似の事業を行う民間企業等の給与水準の動向等も勘案し、適正な給与制度の構築を行うこと。

(3) 組織・職員数等の適正化と効率的運営の推進

団体の事業運営においては、常に適切な組織・職員数等を維持できるよう、柔軟な勤務体制の導入、民間活力手法の導入等により効率的な組織運営を図ること。また、団体職員の定年退職等に伴うノウハウ、

知識の継承が適切に行われるよう計画的な採用を含めた業務体制の構築を行うこと。職員が適切な労務環境の下で職務に従事できるよう配慮するとともに、嘱託職員、アルバイトなど多様な雇用形態の人材活用を図る際には、それぞれの果たすべき職務や責任の内容を明確にし、各々が意欲を持って働く人材活用を図ること。

第2 団体の統廃合・再編の検討

団体の統廃合や再編については、管理コストの縮減、経営基盤の強化、各団体のノウハウを集積することによる一層高度なサービス提供などを視点に、引き続き、社会情勢の変化を踏まえるとともに、団体の意見も聴きながら検討を行う。

第3 市と団体間における情報共有、意見交換の場の設定

団体に対する市の指導監督、市と団体相互の連絡調整、各団体が抱える課題の情報共有等を行うため、市長と団体の経営者による武藏野市財政援助出資団体経営懇談会を毎年実施する。

併せて、市の団体所管課と団体の実務担当者で構成する武藏野市財政援助出資団体経営懇談会実務担当者会議を開催し、情報共有、意見交換等を行い、より一層連携を深めていく。